

吸収合併に係る事後開示書面
(吸収合併消滅会社 合同会社和田薬局)

令和2年10月6日

日本調剤株式会社

代表取締役社長 三津原 庸介



当社は、合同会社和田薬局を消滅会社とする吸収合併の存続会社として、会社法第801条及び会社法施行規則第200条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日

令和2年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における本吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

吸収合併消滅会社である合同会社和田薬局は、合同会社であったため、差止請求は適用されません。

(2) 反対株主の買取請求

吸収合併消滅会社である合同会社和田薬局は、合同会社であったため、反対株主の買取請求は適用されません。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社である合同会社和田薬局は、合同会社であったため、新株予約権買取請求は適用されません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社である合同会社和田薬局に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、同社は令和2年8月28日付で官報に公告を行うとともに、知っている債権者に対し各別の催告を行いました。

3. 吸収合併存続会社における本吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

当社は本合併を簡易手続きで行ったため、差止請求は適用されません。

(2) 反対株主の買取請求

当社は本合併を簡易手続きで行ったため、反対株主の買取請求は適用されません。

(3) 債権者の異議

吸収合併存続会社である当社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。
なお、当社は、令和2年8月28日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日である令和2年10月1日をもって、吸収合併消滅会社である合同会社和田薬局からその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社である合同会社和田薬局が備え置いた書面に記載された事項

吸収合併消滅会社である合同会社和田薬局は、合同会社であったため、会社法第782条第1項は適用されません。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

令和2年10月6日

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上